

令和7年第1回矢掛町議会第1回臨時会（第1号）

1. 会議招集日時 令和7年1月28日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
 （議事） 午前 9時30分  
 （閉会） 午前11時21分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の別	議席 番号	氏 名	出欠等 の別
1	土井俊彦	出	2	昼田政義	出
3	福田京子	出	4	岸野榮治	出
5	田中輝夫	出	6	原田秀史	出
7	小塚郁夫	出	8	石井信行	出
9	花川大志	出	10	浅野毅	出
11	川上淳司	出	12	土田正雄	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町長	山岡敦	副町長	山縣幸洋
教育長	山部英之	総務防災課長	堀賢一
企画課長	稲田欽也	財政課長	松嶋良治
町民課長	佐藤澄江	税務課長	妹尾一正
健康推進課長	小川公一	こどもみらい課長	楠木貴子
福祉介護課長	片岡崇	産業観光課長	池田敏之
建設課長	渡邊孝一	上下水道課長	平井勝志
教育課長	稲田由紀子	会計管理者	松嶋良治
建設課・教育課参事	黒瀬純一	介護老人保健施設事務長	小出優子
総務防災課長代理	立川人土	財政課主幹	石井亮太郎

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋裕文 書記 高槻美希

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第 1 号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について

議案第 2 号 令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について

日程第5 委員長報告 議案第 1 号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について

議案第 2 号 令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（浅野 毅君）** 皆さん、おはようございます。大寒に入り、寒さが身にしみるこの頃となりました。

さて、本日は何かと御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第1回矢掛町議会第1回臨時会を開会いたします。

なお、病院管理者及び病院事務長より本臨時会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

また、本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長（浅野 毅君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、5番田中輝夫君と、6番原田秀史君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（浅野 毅君）** 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

**○議長（浅野 毅君）** 日程第3、諸般の報告を行います。

ここで町長からの御挨拶があります。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 皆さん、おはようございます。本日は、令和7年第1回矢掛町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多忙な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さてこのたびは、長期化する電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯に対し、その負担軽減を図るための電力等価格高騰支援給付金の給付を迅速に行うべく、急遽、臨時会を招集させていただいたものでございます。

本日御審議いただきます案件は、その給付金等に関する補正予算について1件と指定管理者の指定について1件の計2件でございます。

どうか、適切な御決定を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長からの挨拶が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第1号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について

議案第2号 令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第4、議案第1号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について及び議案第2号、令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第1号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について提案理由を御説明申し上げます。

これは、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、この議会の議決を求めるものであります。

指定管理者に指定する団体は、穴吹エンタープライズ株式会社で、期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますのでよろしくお願いたします。

次に、議案第2号、令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

今回の補正額は4,400万円の増額で、補正後の予算総額は109億5,100万円となっております。本補正予算では、昨年末に成立いたしました国の補正予算を受け、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を計上いたしております。

内容といたしましては、住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円と子どものいる家庭へは子ども1人当たり2万円を加算して給付金を支給するために必要となる経費を計上いたしました。

物価の高騰が長期化する中で、支援を必要とする方へできるだけ早くお届けすることができますよう本臨時会へ上程させていただくものでございます。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますのでよろしくお願いたします。

**○議長（浅野 毅君）** 次に、議案の説明を求めます。産業観光課長。

**○産業観光課長（池田敏之君）** それでは、議案第1号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について説明申し上げます。

記の1、指定管理者に管理を行わせる施設は、賑わいのまちやかげ宿創出施設で、所在地、矢掛町矢掛3050番地1、名称は、矢掛屋本館及び所在地、矢掛町矢掛2636番地、名称は、矢掛屋温浴別館でございます。

記の2といたしまして、指定管理者に指定する団体は、香川県高松市古新町9番地1、穴吹エンタープライズ株式会社、代表取締役三村和馬氏でございます。

これらの施設は、令和7年3月31日をもって現在の指定期間が満了することから、令和6年8月1

日から16日までの間公募を行ったところ2社から応募があり、令和6年10月17日の選定委員会において、選定基準に満たないため選定者なしとしました。

再度の募集として、令和6年12月5日から20日までの間、指定管理業務に関する経費及び剰余金に関する取扱いについて募集要項を変更し、再度公募を行ったところ2社から応募があり、令和7年1月9日の選定委員会において、穴吹エンタープライズ株式会社を指定管理者の候補者として選定いたしました。

記の3、指定する期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとするものでございます。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第2号、令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は4,400万円を増額するもので、内容につきましては、国の交付金を活用した物価高騰に対する住民税非課税世帯への給付金でございます。

詳細は事項別明細書で御説明いたしますが、その前に繰越明許費と債務負担行為の補正がございますので、まず3ページをお開きください。

3ページの最初に第2表、繰越明許費補正でございます。追加1件でございますが、今回の補正予算の事業でございます民生費、社会福祉費の電力等価格高騰支援給付金事業4,351万7,000円で、今年度中の事業完了が見込めないものとして繰越しを行うものでございます。

続いて、第3表、債務負担行為補正でございます。追加1件でございます。施設の指定管理運営委託で、施設は、賑わいのまちやかげ宿創出施設矢掛屋本館・温浴別館で、期間は、令和7年度から令和11年度まで、限度額は6,000万円でございます。

続いて、事項別明細書8ページをお開きください。まず、歳入でございますが、10款地方交付税で、普通交付税を調整分として48万3,000円を計上いたしております。続いて、14款国庫支出金の民生費国庫補助金を4,351万7,000円計上しております。内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

一枚おめくりいただきまして、歳出でございます。3款民生費の電力等価格高騰支援給付金事業費で、補正額4,351万7,000円でございます。11ページの内訳ですが、3職員手当等では、職員の時間外勤務手当20万円、11需用費では消耗品費、印刷製本費合わせて28万円、ほかに12役務費、13委託料、14使用料及び賃借料として事業に要する事務経費をそれぞれ計上いたしております。19負担金、補助及び交付金では4,100万円、内訳として1世帯当たり3万円、対象見込み世帯1,280で3,840万円。2段目が子ども加算で子ども1人当たり2万円、対象見込み130人で260万円でございます。最後に、13款予備費48万3,000円で調整いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長からの提案理由の説明並びに担当課長からの説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。御質疑はありますか。8番石井君。

**○8番（石井信行君）** 2点お尋ねします。1号議案の指定管理についてですが、経過説明のほうではいろいろな経過があったんですけど、この3月で指定は終わる株式会社矢掛屋ですか。この会社が負債を抱えたまま倒産あるいはもういなくなるということが考えられなくはないと思ってお尋ねするんで

すが、これからのまちづくりにかなり大きな影響があると思うので、負債がもしあったとした場合、矢掛町にそれが請求される恐れはないか、その点を1点お尋ねします。

もう1点は、この選定委員会で選定された穴吹エンタープライズの矢掛屋本館とそれから温浴別館の指定管理に関わる事業計画書、これは、議会あるいは委員会に提出の予定があるか、お尋ねします。

以上、2点をお願いします。

○議長（浅野 毅君） 副町長。

○副町長（山縣幸洋君） はい。石井議員の御質問ですが、2点ございました。まず、いま矢掛屋の指定管理を受けている株式会社矢掛屋の負債について、町と株式会社矢掛屋について、債務のやり取りはございませんので、そういったことはないというふうに認識をいたしております。

それから2点目、事業計画書ですが、この後委員会のほうへ提出を予定いたしております。

以上です。

○議長（浅野 毅君） 石井君。

○8番（石井信行君） いま、負債は矢掛町との関係ではそういうことはないと思いますと言われたんですが、以前それに近いかたちのものがいくつかあったというふうに私は思っていますので、そのようなことがないと断言できるかどうか。ちょっともう少し。断言できますか。

○議長（浅野 毅君） 副町長。

○副町長（山縣幸洋君） 失礼いたします。具体的にちょっと内容を認識しておりませんので、ちょっとお答えできないと思います。

○議長（浅野 毅君） ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（浅野 毅君） はい。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号は、所管の予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらいとします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について及び議案第2号、令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）については、予算決算常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） お諮りします。ここで予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩したらいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

ここでお知らせいたします。この後、9時55分から全員協議会室で予算決算常任委員会を開催いたしますので、委員の皆様はそれぞれ御参集ください。休憩。

〔暫時休憩〕

~~~~~

日程第5 委員長報告 議案第1号 賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について  
議案第2号 令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について

**○議長（浅野 毅君）** はい。それでは、始めます。休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議案第1号及び第2号を議題とし、委員長報告を行います。

議案第1号及び議案第2号は、本日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了しておりますので、委員会の審査の概要を報告していただきたいと思います。

それでは、予算決算常任委員長、原田秀史君、お願いいたします。原田君。

**○6番（原田秀史君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

本日の本会議において付託を受けました、議案第1号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定について及び議案第2号、令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）について、この議案の審査のため本日午前9時55分より予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長以下関係職員の出席を求め、質疑応答により慎重に審査をいたしました。

詳細な内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして概要について御報告いたします。

本委員会に付託されました、議案第1号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についての審査内容であります。矢掛屋の負債について、矢掛町への請求の有無について確認しました。また、指定管理者の指定期間が令和7年4月1日からとなっているが、営業の引継ぎの状況、指定管理料の根拠、現在勤務している職員の今後、宿泊施設の名称等について確認いたしました。

審査の結果、賛成多数で原案を了とした次第であります。

次に、議案第2号、令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）についての審査内容であります。基準日以降に生まれた人はいつまでが対象であり、申請期限はいつか等の質疑を行い、制度の確認をしました。

審査の結果、全会一致で原案を了とした次第であります。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。

不足の点がありましたら、他の委員さんの補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 予算決算常任委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

[なし]

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。8番石井君。

**○8番（石井信行君）** この第1号議案について、反対討論を行います。

反対の理由は、これから来るであろう穴吹エンタープライズが、かなり町民の利益を考えてくれているのではないかと。それから、町の執行部としてかなり説得努力をして、あるいは選定選考委員会でもかなり厳しい意見や質問を出して、町民の利益にかなうようなかたちで穴吹はさまざまな提案をしてきたことで選定委員会で選定されたということを知ったんですが、そのようなことを町民の前になぜ明らかにできないのか。そして、町民と一緒にこの矢掛屋を作っていくという立場が、執行部に本当にあるのかという疑念を持ちました。

遡るんですが、30年の豪雨災害の時にもほかの大衆浴場というかいろんなところが全部無料。被災者は無料で、お風呂しました。矢掛屋は何もしませんでした。これで、この風呂屋はいずれ駄目になるんじゃないかってことをすごく思いました。町民のことを本当に考えてないということで、だからこれか

ら来る穴吹さんはどういうことをされるのか、まだ本当によくわかりません。だから、穴吹が悪いということは言えません。

だけど、そういうある程度譲歩して下さったこととかそういうことも加味しながら、町民全体に提案をして、我々一応町民の代表ですから、そして、ぜひ一緒にやろうじゃないかということと言わないと町民に説明が付かないんじゃないか。そういう意味で私は、まださまざま努力はされると思いますが、町民と一緒にやろうという意識が薄いのではないかという意味で反対といたします。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** ほかにございませんか。9番花川君。

**○9番（花川大志君）** 私は本案に賛成の立場から討論を行います。

当該法人は、ホテル事業に幅広く多様な経営推進を行っており、公民連携事業いわゆる指定管理指定者として施設運営にも携わっており、財務力、経営力、また法人としての認知度も高く、本町の賑わい創出施設の管理を任せるに足る事業所であると判じるので、本案に賛成をいたします。

**○議長（浅野 毅君）** ありがとうございます。ほかにございませんか。

[なし]

**○議長（浅野 毅君）** それでは、討論を終結いたします。

議案第2号に対する討論はありませんか。

[なし]

**○議長（浅野 毅君）** はい。ないようでございます。それでは、討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。ただいまから、討論のあった議案を除いて議案第2号について、採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号の補正予算案件1件について、委員長報告は、これを可とするものでありますので、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、議案第2号、令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のありました議案第1号について、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定については、先ほど反対賛成それぞれの討論がありましたので、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第1号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

[起立]

**○議長（浅野 毅君）** はい、ありがとうございます。起立多数と認めます。御着席されてますね。よって、議案第1号、賑わいのまちやかげ宿創出施設の指定管理者の指定については、原案どおり可決されました。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって令和7年第1回矢掛町議会第1回臨時会を閉会いたしたい

と思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、これをもって令和7年第1回矢掛町議会第1回臨時会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 閉会にあたりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

令和7年第1回矢掛町議会第1回臨時会につきましては、指定管理者の指定及び一般会計補正予算の計2件の上程でございましたが、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。

一般会計の補正予算につきましては、物価高騰の影響を受けておられる皆様の負担軽減となるよう速やかに事業を実施いたします。

議員の皆様には、それぞれのお立場で御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 以上をもちまして閉会といたします。皆さん、お疲れさまでした。閉会。

午前11時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員